

海外経済要録

米州諸国

△米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は9月18日、傘下12地区連銀のうちニューヨーク等10連銀が公定歩合を10.5%から11.0%に引上げ、翌19日から実施することを承認した旨発表した(残るフィラデルフィア、カンザスシティ両連銀は同21日に同率引上げ)。

今回の公定歩合引上げは7月以来3か月連続、また77年8月以来では通算12回目(累計5.75%)の措置である(この結果、その水準は既往最高を再度更新)。

今回の措置の背景について同理事会は、「最近上昇している他の短期金利に公定歩合をさや寄せするとともに、加盟商業銀行の過度の連銀借入を抑制するため」とのみコメントしている。

△米国、在米外銀支店に対する預金保険制度適用規則等を改正

1. 連邦預金保険公社(FDIC)は9月10日、去る7月に制定した在米外国銀行支店に対する預金保険制度適用規則(8月号「要録」参照)の一部を改正し、「州法外銀支店が非居住者から当初預金10万ドル未満の預金を受入れる場合、これを小口国内預金業務とはみなさず、従って当該支店については預金保険制度加入義務を免除する」

こととした(従来米国内支店が受入れた預金は相手先を問わずすべて国内預金とされた)。

2. カーター大統領は9月24日、「78年国際銀行法」で定めた州法外銀支店(ただし78年9月17日以前に設立され、かつ小口預金業務を営むもの)の預金保険制度加入期限(本年9月16日)を80年1月31日まで延期することを内容とする法律に署名した。

△米国、国庫債務臨時限度額等を引上げ

カーター大統領は9月28日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

(1) 9月末に期限切れとなる国庫債務臨時限度額(4,300億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を80年5月末までの期限付きで4,790億ドルに引上げる(この結果、債務限度額総額は8,790億ドル)。

(2) 長期国債のうち4.25%の金利上限を超えて発行し得る金額の限度を100億ドル引上げ500億ドルとする。

△米国政府、資金・価格ガイドラインを改訂

資金・物価安定協議会(Kahn議長)は9月28日、政府の資金・価格ガイドラインに関し、(1)価格ガイドラインの対象期間の変更(1年→2年)、(2)製品価格引上げ率の修正、(3)資金委員会(Pay advisory Committee)の設置、等を骨子とする概要以下のような改訂を発表した。

本措置は、ガイドライン政策がこの10月で2年目を迎えることから、最近の情勢変化に対応して適宜の修正を加えたもので、8月上旬にpublic commentを求める

資金・価格ガイドライン改訂の骨子

	新	旧
価格 (1) 対象期間 (2) ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> • 78年10月2日に始まる2年間。 • 期間内における年平均値上げ率を、76~77年の年平均値上げ率以内にとどめる。 • ただし、年平均値上げ率8.5%を上限とし、また年3.5%以内の値上げであれば上記規定の適用対象外。 • 不可避のコスト上昇により上記規定を遵守しえない企業は、期間中の利益増加率を13.5%以下に抑える限り価格引上げを容認。 	<ul style="list-style-type: none"> • 78年10月2日に始まる1年間。 • 期間内における値上げ率を、〔76~77年の年平均値上げ率-0.5%〕以内にとどめる。 • ただし、値上げ率は9.5%を上限とし、また1.5%以内の値上げであれば上記規定の適用対象外。 • 不可避のコスト上昇により上記規定を遵守しえない企業は期間中の利益増加率を6.5%以下に抑える限り価格引上げを容認。
資金	新設の“Pay Advisory Committee”(注)で10月中にガイドラインを決定。	年間上昇率7%(ガイドライン)

(注) 労働、経営、公益各代表計18名により構成(委員長はJ.T.ダンロップ前労働長官)。

措置をとつて以来各界から寄せられた意見を踏まえて決定された。

欧州諸国

◇米国、メキシコ産天然ガスの輸入協定に合意

カーター大統領は9月21日、メキシコ政府との間で米国がメキシコ産天然ガスを輸入する協定につき合意に達した旨発表した。同協定の骨子は次のとおり。

- (1) 本協定は1980年1月1日をもって発効する。
- (2) 輸入量は日量3億立方フィート(現在の米国内天然ガス消費量の約0.5%に相当)とする。
- (3) 輸入価格は、当初1千立方フィート当り3.625ドル(原油換算では21ドル/バレルに相当)とするが、その後四半期ごとに国際原油価格を考慮して見直す。
- (4) 本協定はいずれかの国が180日の事前通告をもって失効させることができる。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は9月7日、公定歩合を11.75%から12.25%に引上げ、10日から実施する旨発表した。今回の引上げは1、7月に続く本年3回目、また78年3月以来では9回目(通算引上げ幅4.75%)の措置である。

今次措置の発表に当たり、同行のブイ総裁は要旨次のような談話を発表した。

「今回の措置をも含め、過去1年間の金利引上げは国内外両面におけるインフレ圧力の再燃に対処するうえで必要なものである。すなわち対外面では、大幅な経常収支赤字をファイナンスするに必要な資本の流入を促進するためには内外金利差を維持しなければならない。すでに米国における物価高騰を映じてカナダの物価上昇圧力も高まりつつある状況下、こうした資本流入を促進しなければカナダ・ドルの一層の低下、ひいては国内物価の高進を招くおそれがある。過去18か月間における公定歩合の引上げにあたってはこうした国際収支面に対する配慮が働いていたことは事実であるが、また国内の物価や賃金等のコストが再び上昇してきている状況にあっては、国内における旺盛な資金需要を抑制することも必要であったことはいうまでもない。このところ増加傾向を強めてきたマネーサプライ(M_1)は今や長期目標値(年率6~10%)の上限に近づいており、カナダ銀行としてはこうしたマネーサプライの増加を抑えるためには金利の引上げで対処せざるを得ない。ともあれインフレを抑えることはカナダ経済の健全性を確保するうえで不可欠であり、また国際貿易面で一段と競争が激化すると予想される折柄、こうした事態に対応していくためにもインフレ抑制が従前にもまして重要となる。」

◇EMS、初の平価調整を実施

1. EMS(欧洲通貨制度)参加8か国(英國を除くEEC加盟国)は、9月23日、ブリュッセルにおいて蔵相・中央銀行総裁会議を開き、翌24日未明、西ドイツ・マルクをデンマーク・クローネを除くEMS参加6通貨に対し2%切上げること、およびデンマーク・クローネは西ドイツ・マルクに対し5%、その他6通貨に対し約3%切下げ、即日実施する旨決定、発表した。

今次平価調整は、本年3月13日にEMSが発足して以来初めてのものである。EMS参加各通貨の新基準相場および、各国中央銀行の介入上下限等は以下のとおりである(4月号「要録」参照)。

(1) 新基準相場

1 ECU =	2.48557 D.M. (旧相場比 +1.01%)
=	39.8456 B.Fr. (ツ △ 0.97%)
	(Lux. Fr. も同値)
=	2.74748 D.Gl. (ツ △ 0.97%)
=	7.36594 D.Kr. (ツ △ 3.80%)
=	5.85522 F.Fr. (ツ △ 0.97%)
=	0.669141 Ir.L. (ツ △ 0.97%)
=	1,159.42 Lit. (ツ △ 0.97%)

(2) 各国中央銀行介入点(次頁表参照)

2. 今次調整は、去る9月17日の蔵相理事会で行われたEMS発足半年後の見直し作業において、いったんは「EMSは発足後良好に機能しており、平価調整等の必要性は認められない」旨の合意が発表されたにもかかわらず、その後、為替市場においてドル売り、西ドイツ・マルク買いが進行したため、実施せざるをえなくなったものとされている。

今次決定に関する上記会議のコミュニケは次のとおり。

「ここ数日間の為替市場におけるEMS外部の(en dehors de)短資移動に起因する緊張にかんがみ、EMS加盟E C諸国の蔵相および中央銀行総裁は、1979年9月23日ブリュッセルにおいて会合し、技術的調整(ajustements techniques)を行う必要があるということで意見の一致をみた。同調整の内容は以下のとおりである。

- ドイツ・マルクとデンマーク・クローネの間で5%
- ドイツ・マルクとフランス・フラン、ベルギー・フラン、ルクセンブルグ・フラン、オランダ・ギルダー、イタリア・リラ、アイルランド・ポンドの間で2%

中央銀行名	西ドイツ フンデス バンク D.M.	ベルギー 国民銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デンマーク 国民銀行 D.Kr.	フランス 銀 行 F.Fr.	アイル ランド 銀 行 I.r.£.	イタリア 銀 行 Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限 中心 下限		1,639.55 1,603.07 1,567.40	113.05 110.537 108.0775	303.09 296.348 289.76	240.93 235.568 230.33	27.533 26.921 26.323
B.Fr. 100オランダ・ベルギー・ フランにつき	上限 中心 下限	6.380 6.23800 6.099		7.0520 6.89531 6.7420	18.9065 18.4862 18.0750	15.0290 14.6948 14.3680	1.71755 1.67934 1.64198
D.Gl. 100ギルダーにつき	上限 中心 下限	92.525 90.4673 88.455	1,483.25 1,450.26 1,418.0		274.195 268.098 262.140	217.96 213.113 208.38	24.9089 24.3548 23.8130
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限 中心 下限	34.510 33.7441 32.995	553.25 540.942 528.90	38.1475 37.2998 36.47		81.30 79.4906 77.72	9.2909 9.08426 8.8822
F.Fr. 100フランス・ フランにつき	上限 中心 下限	43.415 42.4505 41.505	696.0 680.512 665.375	47.99 46.9235 45.88	128.66 125.801 123.00		11.6881 11.4281 11.1739
I.r.£. 1 アイルランド・ ポンドにつき	上限 中心 下限	3.799 3.71457 3.632	60.9020 59.5471 58.2225	4.1995 4.10597 4.0145	11.2585 11.0081 10.7635	8.9495 8.75034 8.5555	
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限 中心 下限	2.276 2.14380 2.019	36.490 34.3668 32.365	2.516 2.36970 2.23175	6.745 6.35312 5.984	5.3620 5.05013 4.7560	0.612801 0.577135 0.543545

フランス・フラン、ベルギー・フラン、ルクセンブルグ・フラン、オランダ・ギルダー、イタリア・リラ、アイルランド・ポンド間は従来通りとする。

EMS 参加国通貨の新売買相場は、1979年9月24日の外為市場開場までに各中央銀行により公表されよう。

本調整は、外為市場における秩序(un meilleur ordre)回復に積極的に寄与することを目的としたものであり、第3国の通貨当局とのあらゆる協力(coopération)は持続され強化されよう。

ECU建基準相場も、2国間中心相場の調整に伴い変更されよう。各中央銀行総裁には、EC委員会と協議しつつ適切な措置をとるよう要請する。またEC委員会には国境調整金(MCM)の適切な調整につき提案するよう要請する。」

3. 今次調整に際しては、オランダが国内インフレへの悪影響を懸念してドイツ・マルクとの連動を主張するなど調整確定までにかなりの議論が行われたとされている。調整決定後の中央銀行筋のコメントをみると、「西ドイツと他諸国との実質金利の格差を勘案すれば、調整は

いずれ不可避だったともいえるが、そのタイミングが予想以上に早かったのは先週のドル大幅軟化が契機となっている。今回の決定は専ら D.M. と D.Kr. との関係を調整することにあったが、EMSの安定的な発展のためには米ドルの安定が不可欠であることが改めて確認された」(フランス銀行)、また、「今回の調整はミニ調整ではあるが、当分の間EMSの安定を確保するには十分であろう」(ブンデスバンク)と積極的な評価を下している。

しかし、市場筋では、「参加国間のインフレ率格差からみて調整幅はあまりに小幅であり」(コメルツ・バンク、クレディ・リヨネほか)、「今回のレートをいつまで維持できるか疑問」(ドイッ彻・バンク、フィナンシャル・タイムス紙ほか)と懸念する声も根強い。

◆西ドイツ政府、エネルギー節約対策を閣議決定

西ドイツ政府は、6月の東京サミット以降ラムスドルフ経済相を委員長とするエネルギー節約対策委員会を設置し、エネルギー対策の見直しを行ってきたが、9月12日の閣議で概要以下のような対策を決定、発表した。な

お、本対策は本年5月16日に閣議決定をみた「エネルギー一節約のための重点施策」(6月号「要録」参照)に続くものである。

- (1) 石炭の現行輸入わく(年間5百万トン)を79~81年までの3か年について、1.1百万トン拡大し、6.1百万トンとする。
- (2) 原油価格上昇により国内産石炭の価格競争力が相対的に改善されていることにかんがみ、石炭産業補助金に充当される電力消費者負担金(Kohlepennig)を軽減する(79年10月1日以降実施)。
- (3) 大口消費者に有利となっている現行電気料金体系を改訂し(基本料金制<Grundpreis>→実際の使用量に応じた料金体系に変更)、電力消費の節減を図る。
- (4) 住宅の暖房効率を高めるため、新築および既存の住宅の保温基準を高める。
- (5) ガソリン消費面でのこのところ価格上昇による影響が明瞭に現れているため、当座の間自動車の速度制限、運転制限等の規制措置は導入しない(ただし、将来の石油供給事情がさらに悪化すれば、改めて検討することとする)。
- (6) 州政府に対し今後近距離交通網の整備・拡充ならびに自転車専用道路の改善を推進するよう働きかける。
- (7) ディーゼル・エンジンによる水上スポーツ用ボートに対する現行の鉛油税免除を今後廃止する。

◇西ドイツ政府、ブンデス銀行正・副総裁の後任人事を発表

西ドイツ政府は、9月19日の閣議において本年末任期切れとなるエミンガー総裁(77年6月1日就任、在任期間は本年末で2年7か月、52年5月号「要録」参照)の後任にペール現副総裁を、同副総裁の後任にシュレジンガー現理事を指名(注)した旨発表した。本後任人事については、今後ブンデス銀行の中央銀行理事会の合意を取り付けたのち、大統領による任命を経て正式就任の予定。

両氏の略歴は以下のとおり。

○カール・オットー・ペール

- 1929年 ニーダー・ザクセン州ハノーファーに生まれる。ゲッティンゲン大学卒業(経済学専攻)後、Ifo 経済研究所研究員、ジャーナリスト
 1968年 ドイツ銀行協会事務局長
 1970年 経済省局長
 1971年 プラント政権下、首相官房経済・財政政策担当
 1972年 大蔵省次官
 1977年 ブンデス銀行副総裁(国際機構局担当)

○ヘルムート・シュレジンガー

- 1924年 バイエルン州ベンツベルクに生まれる
 1948年 ミュンヘン大学卒業(経済学専攻)
 1949~52年 Ifo 経済研究所研究員
 1951年 経済学博士号取得
 1952年 レンダーバンク(ブンデス銀行の前身)入行
 1964年 ブンデス銀行調査・統計局長
 1972年 理事(調査、統計担当)
- (注) ブンデス銀行法第7条において、同行正・副総裁および理事については、政府の推薦に基づいて大統領が任命するが、政府は推薦に際しブンデス銀行中央銀行理事会の意見を聞くなければならないと規定されている。またその任期については、通常8年で、特別の事情がある場合にはこれを下回る任期とすることが可能(ただし、2年以上)とされているが、同行には68歳退任の習慣があるため、エミンガー現総裁の任期は79年12月末とされていた(同総裁は80年3月に69歳の誕生日を迎える)。

◇フランス政府、1980年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月5日、1980年度(1~12月)予算案を閣議決定し発表した。今次予算は、①公共投資、雇用対策等に対する重点的支出配分および低所得者層中心の物価調整減税等により景気支持色を打ち出していること、②一方石油採掘会社に対する臨時課税、自動車税、酒税、一部附加価値税等の引上げにより財源補てんを図っていること、③そのような財源補てん措置にもかかわらず財政収支じり赤字は前年度当初予算比ほぼ2倍に増大していることが特徴となっている。

今次予算の概要は以下のとおりである(伸び率は原則として79年度当初予算比、別表参照)。

- (1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の歳出総額は5,247億フラン(+14.3%)、歳入総額は4,977億フラン(+11.6%)、この結果確定収支じりは270億フランの赤字(79年度当初予算では131億フランの赤字)となっている。また暫定収支(Budget à caractère temporaire)じりの赤字40億フラン(前年同20億フラン)を合算した総収支じりも310億フランの赤字と79年度(同151億フラン)比赤字幅倍増となった(上記赤字額の対名目GDP比率<見込>は1.2%、79年度当初は0.7%)。

- (2) 歳出面では、公共事業、住宅投資、省エネルギー投資助成等に重点がおかれておりほか、国債費も増加。この間財政赤字圧縮上の要請から、公務員関係費、公共企業体向け補助金等の伸びは抑制が図られている。主な内容は次のとおり。

- イ. 資本支出は、道路整備事業(+21.6%)、公共住宅補修・建替え事業(建築戸数+14.2%、1.3万戸増)、省エネルギー関連研究・投資援助(+24%)等への支出配分を厚くする(例えば太陽熱利用投資向け優遇

- 貸付財源については40%増)。
- ロ. 中小企業、家内工業に対する政府融資も大幅増額(経済社会開発基金対民貸出わく +30.1%等)。
- ハ. 一方、公務員関係費は11.8%の伸びにとどめる。また公共企業体等に対する政府融資額も+10.4%に抑制し、これら企業体の収支じりの赤字については公共料金引上げ(平均9%を見込む)により圧縮を図る。
- ニ. 国債費は75年来の財政赤字と国債増發を映して+35%と大幅に増加。
- (3) 一方、歳入面では、個人所得税につき物価調整減税を行う一方、石油採掘会社に対する臨時課税等により財源補てんを図るが、差引では8億フランとわずかながら減税規模が増税規模を上回ることとなっている。主な措置は次のとおり。
- (減税措置—総減税規模63億フラン)
- イ. 所得税課税率表(Barème d'imposition)の見直しにより、最下位から8番目までの所得区分限度額を8%、9、10番目については4%引上げる。ただし11番目以上については据置きとする(減税規模57億フラン)。
- ロ. 所得税課税上の基礎控除額を10%弱引上げる(同3億フラン)。
- ハ. 老齢者、身体障害者特別控除額増額(同2億フラン)。
- (増税規模—総増税額55億フラン)
- イ. 石油採掘会社に対し、従来無税積立てが認められていた油田探索準備金につき80年度に限り80%(ガス探索準備金については40%)を課税対象とする(増税額5億フラン)。

- ロ. 自動車税の引上げ(16.7%以上)および大型オートバイ課税の新設を行う(同10億フラン)。
- ハ. 酒税、たばこ消費税を引上げる(同28億フラン)。
- ニ. 不動産、有価証券取得、生前贈与等にかかる登録税課税範囲を拡大する(同3億フラン)。
- ホ. 住宅用地売買にかかる付加価値税率を引上げる(同9億フラン)。

1980年度(1~12月)予算案

(単位・億フラン、%)

		1980 年度 (A)	1979 年度 当初 (B)	(A) (B)	1979/ 1978 比
確 定	歳 出 額	5,247	4,590	+14.3	+15.2
	うち 経常支出	3,942	3,431	+14.9	+16.1
	資本支出	419	389	+ 7.7	+ 9.7
収 支	軍事費	886	771	+14.9	+14.0
	歳 入 額	4,977	4,459	+11.6	+14.4
	うち 直接税	2,125	1,907	+11.4	+12.8
	付加価値税	2,530	2,216	+14.2	+11.0
	歳入歳出差額	△ 270	△ 131		
	暫定収支	△ 40	△ 20		
総 収 支 じ り	△ 310	△ 151			
	同対名目 G D P 比 <当初見込>	1.2	0.7		

(注) 暫定収支には、国庫特別勘定のうち、対公共企業体・地方公共団体等貸付等、一定期間経過後再び国庫に資金が還流する科目を計上。

なお、上記予算案編成の前提とされた政府の80年経済見通しおよび79年度改定見通しは次のとおりである。

政府経済見通し

(実質前年比・%)

	1980年		1979年			1978年実績
	暫定(79/6)	今回(79/9)	当初(78/9)	改定(79/6)	今回(79/9)	
G D P	3.2	2.5	3.7	3.4	3.2	3.3
(同名目)	(12.5)	(11.8)	(12.9)	(n.a.)	(13.2)	(13.2)
個人消費	3.7	2.5	3.8	3.4	3.3	4.0
固定資本形成	2.0	n.a.	3.8	2.0	n.a.	0.7
うち企業投資	3.0	3.2	5.5	3.7	2.8	1.5
輸出	5.2	3.8	6.0	6.0	5.3	7.1
輸入	5.0	2.0	7.0	6.5	6.0	5.5
在庫投資(億フラン)	354	n.a.	250	322	n.a.	234
CPI上昇率	9.0	9.0	7.9	9.5	10.8	9.7
名目賃金	〃	12.9	n.a.	12.0	12.9	12.6

2. 今次予算案発表に際し政府では、「80年度予算案のねらいは、景気の下支えと国民的連帯の強化に置かれており、前者は、公共投資に対する重点的財政支出、財政赤字の容認、租税負担の増加抑制で、また後者は雇用対策、高所得者に対する増税、脱税防止策の強化等によりその達成を図って」(ジスカールデスタン大統領)おり、「政府としては、多額の財政赤字をもって景気浮揚を図ることによりインフレの高進を招くというシナリオと、厳格な均衡財政主義により、失業の大幅増加を招くシナリオとの丁度中間を選択した」(パポン予算相)と説明している。

一方、民間では、「所得税減税幅(8%)は予想物価上昇率を下回っており減税規模が不十分、また財政赤字の拡大に対応してマネーサプライを適切にコントロールしてゆくための具体的な政策も明示されていない」(ル・モンド紙)と批判的な見方が多く、財政赤字の規模についても、「これまで同様、当初の310億フランという赤字額は最終的には400~450億フラン程度に拡大してしまうのではないか」(ル・ヌベルエコノミスト誌)と懸念する向きが多い。

◆フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引上げ

1. クレディ・リヨネは9月11日、短期貸出基準金利を0.7%ポイント引上げ(10.05→10.75%)翌12日から実施する旨発表、その他の有力市中銀行も直ちにこれに追随した。今回の同金利引上げは、年初来5回目のものであり、引上げ幅は累計1.95%ポイント、また、10.75%という水準は75年4月(11.2%)以来の高水準である。

2. 今次引上げにつきフランス銀行協会では、「今回のベース・レート引上げは、短期市場金利が8月末以降さらに騰勢を強めたことによるリファイナンスコストの上昇を補てんするためのものであるが、一気に0.7%ポイントの大幅引上げに踏切ったのは、このところ金利先高感の強まりに基づく駆込み需資、原材料価格の上昇に伴う企業の運転資金需要増がみられ、引上げが行いやすい環境となっていたことをながめてのものである」旨説明している。

◆フランス政府、石油製品価格等の引上げを決定

フランス政府は8月3日の物価委員会(Comité National des Prix)において、石油製品価格および電気料金を下記のとおり引上げ翌4日以降実施する旨決定、発表した。

今回の値上げは年初来4回目のものである。

(石油価格は1リットル当り、フラン)

(実施日)	年初	2/10	5/5	6/23	8/4	(年初来累計引上げ率、%)
スーパー・ガソリン	…2.75				→ 2.86→2.95→3.05 (10.9)	
レギュラー・ガソリン	…2.54				→ 2.65→2.74→2.84 (11.8)	
軽油	…	1.72→1.79→1.85→1.91→2.0				(16.3)
灯油	…	0.91→0.98→1.03→1.09→1.19				(30.8)
電気(8/6以降実施)	…	平均+7.5%(+15.6%)				

今回の改定発表に際し経済省は、「6月末のOPEC決定を映じた石油輸入価格の上昇によるもの」と説明している。この間、ジスカールデスタン大統領は9月17日、財政問題に関連して、「石油製品価格の高騰が続いている現状にかんがみ、石油消費税率については引上げは行わない積りである」旨発言、またジロー産業相は同25日、石油需給見通しつき、「今夏在庫の積増しと消費者の先買い抑制を図るため必要な対策を実施したが、この結果、今冬の燃料油確保上の不安はなくなった」と説明し、冬場の需要期を控え消費者、業界に冷静に対処するよう呼びかけている。

◆フランス、本年第3回目の長期国債を発行

1. フランス政府は9月4日、本年第3回目の長期国債(総額70億フラン)を発行した。これにより、本年初来の長期国債発行額は150億フランとなり前年実績(135億フラン)を上回ることになった。

発行条件等は次のとおり。

	今回	前回(79/6)	前々回(79/4)
発行金額(億フラン)	70	50	30
金利(表面%、パー発行)	10.8	10.0	9.0
償還期間(年)	15	15	15
		すべて3年据置後12年均等分割償還	

なお、当初発行予定額は60億フランとされていたが、政府では財政赤字の拡大をながめ、利子負担が少しでも軽いうちに出来るだけ多くの国債を発行すべく、急拠10億フラン上乗せを行った。なお、増加分の過半は、預金供託金庫、全国農業信用金庫の2大政府系金融機関により消化された。

2. 今次発行につき市場筋では、「金利水準は妥当と考えられるが、投資家に金利先高感が強まっていること、また消化促進のため今後税制上特典が付与される可能性もあるといったうわさが流れていること等から、市中消化は政府の見込んだ程容易ではなかった」(ソシエテ・ジェネラルほか)としている。

◇フランス、明80年のマネーサプライ増加率目標値を発表

フランス政府は9月5日、80年度予算案(別項参照)決定の閣議において、明80年のマネーサプライ増加率目標値(M_2 、年末対比)を11%と、本年と同率に据置く旨決定、発表した。

今次決定に関し政府(大統領府)は、「国内外の経済情勢および政府の経済施策、就中80年度予算案を考慮して決定したものであり、インフレ圧力を強めることなく安定した経済成長を確保するためにはマネーサプライの増加率を名目GDP成長率以下に設定する必要があると考えた結果である。政府は後日、フランス銀行と共に同目標達成のため必要な措置につき決定する」と説明している。

(注) マネーサプライ(M_2)増加率目標値および実績等の推移					
76年/7~12月	77年	78年	79年	80年(%)	
(年率)	(年末対比)	(%)	(%)	(%)	
目標値	+12.0	+12.5	+12.0	+11.0	+11.0
実績等	+12.9	+13.8	+12.3	(7月の前) +12.6 (年間月比)	-

◇イタリア、エネルギー節約対策を発表

1. イタリア政府は9月14日、年初来の原油価格高騰と冬場の石油製品不足に対処するため、エネルギー消費節約に向けて概要以下のようないわんを決定、発表した。

- (1) 石油製品に対する増税(別表参照、9月15日以降実施、年間增收効果8,800億リラ)の実施
 - (2) 外人観光客に対する良質ガソリンの割引販売制度の廃止(80年以降実施、年間財政負担軽減効果1,200億リラ)
 - (3) 上記(1)、(2)の施策から生ずる年間1兆リラの財源により、石油製品の備蓄、エネルギー消費節約やエネルギー増産の促進等、エネルギー政策に必要な基金を設立
 - (4) 全国を気候により6つのグループに分け、当該グループ別に各家庭の暖房日数、および暖房時間を制限(別表参照)。同時に、同制限の遵守を監督する機関を設置。ただし、実施に当っては、気象状況に応じ、地方政府の裁量に基づいた弾力的な扱いが認められる。
 - (5) 室温制限(摂氏20度まで)の対象となっている建物への温度調節器の設置(80年7月31日まで)を義務付け
 - (6) 冬期等電力不足期における国営電力公社(ENEL)からの一部送電停止(実施細目は未定)
 - (7) 電力料金の引上げ(1キロワット当たり54→61リラ、9月15日実施)、および料金システムの合理化(料金算定規準を許容電力量から実際の消費量へ移行)
2. 本措置に対する反響をみると、「石油危機に対して

初めて明瞭な対策が打出された」(イル・ソーレ紙)として一般に好感されており、暖房制限等の厳しい施策をも甘受すべきであるとする論調が多い。

石油製品に対する増税の主な内容

(単位・リラ)

	増税幅	増税後の小売価格
スーパー・ガソリン (1リットル当り)	50	600
レギュラー・ガソリン (1リットル当り)	50	580
自動車用LPG (1リットル当り)	29	395
暖房用軽油 (1リットル当り)	8	242
動力用メタン (1立方メートル当り)	17	257

家庭暖房制限の内容

	年間暖房日数	(注) 1日当たり暖房時間
A グループ (ミシナ、レッジョ等)	106	6
B グループ (ナポリ、パレモ等)	122	8
C グループ (パリ、ジェノヴァ等)	138	10
D グループ (ローマ、フィレンツェ等)	167	12
E グループ (ミラノ、トリノ等)	183	14
F グループ (アルプス地方等)	制限なし	制限なし

(注) 制限対象時刻は特に午後11時～午前5時。

◇イタリア銀行、正・副総裁を更迭

1. イタリア銀行理事会は、9月20日、パオロ・バッフィ総裁(注1)の退任およびカルロ・チャンピ現第1副総裁(注2)の総裁昇格を決定した。同時に同理事会は、チャンピ副総裁の後任としてランベルト・ディーニ IMF理事を任命する旨併せ決定した。新総裁および副総裁は、大統領の承認等所要の手続きを経た後、10月8日に正式に就任する。

新正・副総裁の略歴は以下のとおり。

Carlo Azeglio Ciampi 総裁

1920年 リヴォルノ生

1941～46年 ピサ大学にて文学博士、法学博士の学位を取得

1946年 イタリア銀行入行
 1970年 調査局長
 1973年 総務部長
 1976年 第2副総裁
 1978年 第1副総裁
Lamberto Dini 副総裁
 1931年 フィレンツェ生
 1955年 フィレンツェ大学にて経済学博士の学位を取得
 1955~57年 フィレンツェ大学およびローマ大学助教授
 1959年 IMFヨーロッパ・アフリカ局のエコノミスト
 1970~76年 IMF各局のsenior adviser、局次長を歴任
 1976年 IMF理事(選出基盤、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、マルタ)

(注1) バッフィ総裁は、1975年8月、グイド・カルリ総裁(現イタリア経団連会長)の後を受けて総裁に就任した(50年8月号「要録」参照)が、本年5月31日、イタリア銀行の年次総会において、高齢であること等を理由に辞意を表明していた。

(注2) イタリア銀行では、総裁(governatore)の下に第1副総裁(direttore generale)があり、その下に2名の第2副総裁(vice direttore generale)が置かれている。いずれも任期は定められていない。

なお、同理事会は、バッフィ前総裁に名誉総裁(governatore onorario)の称号を授与する旨発表した。

2. 今次総裁人事に対する反響をみると、4年目にして任を去るバッフィ総裁の個人的手腕を惜しむ声が高く、「米ドル相場下落と西ドイツ・マルク相場上昇の狭間でリラ相場を巧みに誘導した同総裁の政策は、近年の輸出好調の基となった」(イル・ソーレ紙)等、その功績が称えられている。

一方、チャンピ新総裁は、従来国内の産業問題に携わることが多く、その面の手腕が期待されており、国際経済に精通したディーニ新副総裁がこれを補佐するかたちになるとみられている。

◇スイス銀行協会、顧客の信託資産運用に関する共同準則を設定

スイス銀行協会は、77年のスイス・クレジット銀行(Schweizerische Kreditanstalt)の不正事件(注)以来、事故再発防止のため顧客の信託資産運用に関する共同準則の検討を進めてきたが9月14日、スイス中央銀行等と協議のうえ、概要以下の共同準則を決定、発表した。

(注) 同行キッソ支店が、信託資金を顧客の指定に反し、かつ同行本部の了解なしに、リヒテンシャウイン所在企業に運用し、その回収が不能となった事件(52年6月号「要録」参照)。

- (1) 銀行は、顧客の委託により顧客資産の運用対象を自由に選択できるが、運用状況に関する情報を可能な限り顧客に還元しなければならない。
- (2) 顧客からの資産運用委託は、必ず書面によることとする。
- (3) 銀行は、資産運用に関し「注意義務」(Songfaltspflicht)を負う。銀行は、運用担当職員を監視する義務を負うため、顧客が銀行を通さず、特定職員に個人的に資産運用を委託することは認めない。
- (4) 不動産投資、非貴金属の売買、為替リスク・カバーのためのヘッジ以外の先物為替取引については、顧客の特別の委託を必要とする。
- (5) 銀行は、内部監督部局を通じ常に本準則の遵守状況を自主的に監視する。
- (6) 銀行監督当局は、各銀行の遵守状況を監督する。

◇スイス中央銀行、先物為替取引規制の一部緩和を決定

スイス中央銀行は、9月18日、銀行の対非居住者先物為替取引に関する規制を一部緩和し、期間10日を超える対非居住者スイス・フラン先物為替売却について、74年10月末残高の50%まで認める(従来は同40%まで、53年3月号「要録」参照)旨決定、発表した(即日実施)。ただし、期間10日以内の先物為替売却については、従来どおり同20%までとされている。

なお、本措置につき、スイス中央銀行では「このところ為替市場におけるスイス・フランの落着き傾向が持続していることにかんがみ、とられたもの」とコメントしている。

◇オーストリア、シリングの対ドイツ・マルク相場の切上げを決定

1. オーストリア中央銀行は、9月7日、為替市場操作におけるオーストリア・シリングの対ドイツ・マルク目標相場を1.5%切上げる(注)旨決定、発表した。

(注) オーストリアは、かつて厳格なドイツ・マルク・ペッグ政策(DUITZ・マルクに対して、介入上、下限点を設定)をとってきたが、國際收支基調の悪化等を背景に、77年12月に形式的にはドイツ・マルク・ペッグ政策を放棄した。しかしながら、その後も実際にはシリングの取引所仲値(対ドイツ・マルク)を一定の目標相場に極力安定させるよう市場運営を行っている。

2. 本措置に関し、オーストリア中央銀行では「これまでの安定政策に為替面から資することをねらったもの」とコメントしている。なお、市場筋では「本措置は、石油価格上昇による輸入インフレを抑制するためにとられたものであり、かねてより予想されていたもの」との平靜な受け止め方をしている。

◇オーストリア中央銀行、再割引およびロンパート貸付に高率適用制度を導入

1. オーストリア中央銀行は、9月17日、再割引およびロンパート貸付について現行わくの70%を超える使用に対し、割引歩合(3.75%)およびロンパート・レート(4.25%)のそれぞれ2%高を適用する旨決定、発表した(翌18日以降実施)。
2. 本措置につき、オーストリア中央銀行では「物価安定を達成するため、先般オーストリア・シリングの切上げ(別項「要録」参照)を実施したが、これを金融面から支援するためとられたもの」とコメントしている。

◇スウェーデン、総選挙を実施

1. スウェーデンでは、9月16日、総選挙が実施された。今回の選挙では、自由・中央・穏健の3党からなる与党反社民党連合と、社会民主・共産の社民ブロックが、明確な争点のないまま接戦を展開、結局、与党反社民連合がわずか1議席の差で辛勝した。各党の獲得議席数は以下のとおり。

スウェーデンの総選挙結果

		新議席	前回(76年) 総選挙	増減
反 社 民 連 合	穏健党	73	55	+18
	中央党	64	86	-22
	自由党	38	39	-1
		175	180	-5
社 民 ブ ロ ッ ク	社民党	154	152	+2
	共産党	20	17	+3
		174	169	+5
議員定数 349				

2. 今回の総選挙では、前回76年の総選挙まで44年間にわたり政権の座にあった社会民主党の政権復帰が成るかが注目されていたもの。各党の主張をみると与党反社民連合(注)が、所得税減税と社会福祉給付の増額、エネルギー関係課税強化を主張したのに対し、社民ブロックは生産税(企業総収入の一定割合を法人税とは別途に徴収)創設、所得税減税を主張したものの、前回の総選挙で最大の争点となった原子力発電については、80年3月実施の国民投票に持越ししたこともある、総じて争点の少ない総選挙となった。選挙の結果は双方とも安定多数を得るに至らず、早くも原子力発電についての国民投票後再び総選挙が行なわれるのではないかとの見方が出ている。

(注) 前回76年9月の総選挙後、フェルデン中央党党首を首班とする

中央・穏健・自由3党による右派連立政権を構成したが、78年10月には原発問題を巡る3党の意見の不一致から、ウルステン自由党党首が少数単独政権を率いていた(53年11月号「要録」参照)。

◇スウェーデン、公定歩合を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は9月26日、公定歩合を1%引上げて8%とし、9月27日より実施する旨発表した。今次引上げは、7月6日(6.5→7.0%)に次いで本年2回目。
2. 本措置について同行では、「7月の引上げ実施で内外金利差の縮小を図ったものの、その後の諸外国の金利上昇から金利水準が相対的に低下している。更年後の資本流出は内外金利差によるというよりはむしろ経常収支の赤字によるものではあるが、現在の国際収支状況のもとでは、国内金利水準を引上げ、海外金利とのバランスを回復することが重要と判断した」とコメント。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

1. デンマーク国民銀行は、9月14日、公定歩合を2%引上げて11%とし、9月17日から実施する旨発表した。今次引上げは、6月15日(8.0→9.0%)に次いで本年2回目のもので、引上げ後の水準は、76年10~12月とならぶ既往最高。
2. 本措置に関し同行では、「最近、対外不均衡の拡大、内外金利差の縮小を背景にデンマーク・クローネへの売圧力が強まり、多額の介入を余儀なくされる事態が続いていることかんがみたもの(注)」とコメント。

(注) 本措置にもかかわらず、デンマーク・クローネに対する売圧力は一向に取まらず、引き続きEMS内において予備的介入下限点近くに張り付いたままで推移したため、結局、9月23日のEMS内平価調整(デンマーク・クローネを西ドイツ・マルクに対し5%、その他のEMS通貨に対し3%切下げ、「要録」別項参照)を余儀なくされた。デンマーク・クローネの切下げは、同国内においてかねてより政治問題化していたため、今回の決定は社会民主・自由2党による連立政権内部の意見対立を表面化させるところとなり、9月28日、ヨーゲンセン内閣は総辞職、線上げ総選挙が実施されることになった。

◇フィンランド、公定歩合の引上げおよびフィンランド・マルカの切上げを発表

1. フィンランド銀行は9月21日、公定歩合を1.25%引上げて8.5%とし、11月1日から実施する旨発表した(同国の公定歩合変更は、78年5月<8.25→7.25%>以来1年半ぶり)。これと同時に、政府も、フィンランド・マルカを16通貨(注1)よりなるバスケットに対し2%切上げ、即日実施した。
2. 今次措置の背景およびねらいについて、フィンランド銀行では、「最近、生産ならびに輸出を中心に実体経

済は好調を続け(GNP年率約6%)、国際収支が黒字基調にある反面、インフレ高進気配も強くなっている(注2)ことにかんがみて実施に踏切ったもの」とコメント。同国では、輸入物価の上昇による国内のインフレ圧力を遮断するため、かねてよりフィンランド・マルカ切上げの必要性が指摘されていた。

(注1) 通貨バスケットは、最近3年間における同国の総商品貿易額のうち1%以上を占める貿易相手国通貨で構成されており、現在の構成国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、英國、イラン、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ソ連、スウェーデン、スイス、米国の16か国。

(注2) フィンランドの物価動向(前年比・%)

	78年	79/I Q	II Q	4月	5月	6月	7月
WPI	4.9	6.3	7.8	6.2	7.0	8.6	n.a.
CPI	7.8	6.7	6.5	8.1	5.8	6.5	7.2

◆ギリシャ中央銀行、公定歩合を引上げ

ギリシャ中央銀行は、9月1日、公定歩合の4%引上げ(15→19%)を実施した。今次公定歩合引上げは、年初来の物価高騰(注1)にかんがみ政府が8月21日に発表したインフレ対策(注2)の一環とみられている。

(注1) ギリシャの消費者物価上昇率(前年同期・月比)

78年第4四半期	+10.5%
79年第1四半期	+16.1%
〃2 "	+18.0%
7月	+19.9%

(注2) 8月21日発表のインフレ対策の概要は以下のとおり。
 (1) 本年の公共支出を160億ドラクマ(経常支出40億ドラクマ、投資支出90億ドラクマ、國營企業支出30億ドラクマ、79年財政赤字の3分の1に相当)削減する。
 (2) 本年の商業銀行の対民間信用増加を前年比+16%(78年同+25.4%)までとする。
 (3) 初年末の物価凍結措置(4月号「要録」参照)を延長する。
 (4) 公共部門の賃金を本年末まで凍結し、民間部門にも同様の対応を奨励する。
 (5) 金融機関の預貸金利を4%ポイント引上げる(ただし、製造業の設備投資、住宅および農業関係向けの貸出金利は3%ポイント、輸出信用は2%ポイント引上げる)ほか、公定歩合を含め金利水準全般の引上げを図る。

アジアおよび大洋州諸国

◆ASEAN、第8回経済閣僚会議を開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は9月7、8日の両日、マニラ(フィリピン)で第8回経済閣僚会議を開催した。主要合意事項は以下のとおり。

- (1) ASEAN共同工業プロジェクト第4号として、フィリピンの混合肥料プロジェクトを承認する。
- (2) 域内輸入特恵関税対象品目(現在1,326品目)として、本年12月10日以降新たに1,001品目を追加する。
- (3) 「ASEAN食糧安全保障備蓄」具体化の第一段階として、米5万トンの緊急備蓄制度を創設する。
- (4) 石油および代替エネルギー源開発等に関するASE

A Nの閣僚級会議を早急に開催する。

(5) 日本から提案されていた「日本・ASEAN経済閣僚会議」の設置を受入れる。

◆ASEAN中央銀行、域内スワップ協定を3年間延長

ASEAN(東南アジア諸国連合)5か国の中央銀行は、9月9日バリ島(インドネシア)で域内中央銀行総裁会議を開催し、域内スワップ協定(注)を82年8月まで3年間延長する旨決定した。

(注) 本協定は、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアのASEAN5か国間で1977年8月に締結されたもので、一時的な外貨繰り難に陥った加盟国への資金援助を目的としている。現行協定の主な内容は次のとおり。

- (1) 資金規模 200百万米ドル(各加盟国40百万米ドルの均等出資)
- (2) 引出最高限度額 80百万米ドル
- (3) 引出期間 3ヶ月(ただし、1回に限りロールオーバー可能)
- (4) 金利 取引2営業日前におけるBIS発表のユーロドラー金利を適用

◆韓国、外国為替管理規程を一部改正

韓国政府は8月1日、輸入金融の順便化と企業の対外活動に対する支援強化をねらいとして、外国為替管理規程の一部を改正する旨発表、即日実施した。その内容は以下のとおり。

- (1) 輸入金融供与期間の延長……原資材輸入のための輸入金融の期間を従来の90日から120日に延長(ただし、航海日数10日以内の地域<主としてわが国が対象>は従来どおり60日)。
- (2) 海外投資条件の一部緩和……韓国企業が海外の子会社または現地法人に対して行う投資資金貸付の最长期限(従来10年)を撤廃。
- (3) 外貨集中義務の緩和……韓国企業の海外支店等が現地で保有しうる外貨の範囲を拡大(商品先物取引のための証拠金およびこれに係わる手数料、経費等に充当するための外貨保有を新たに認める)。
- (4) 韓国銀行の許認可事務の一部を為銀に委任…従来韓国銀行が行ってきた、①機械設備の設置、修理に要する外国技術・サービスの導入、②外国からの販売権・商標権の取得、③外国人技術者に対する費用支払い、等企業の対外活動に関する許認可事務を為銀に委任するとともに、所要手続きを簡素化。

◆韓国、建築禁止措置を一部緩和

韓国政府は昨年5月來実施してきた建築禁止措置を8月1日から一部解除した(9月号「要録」参照)が、これに続き9月1日、さらに中央・地方政府、政府関係機

閣、金融機関、非営利企業等すべての公共機関の建物につき追加解除する旨発表、即日実施した。

◇台湾、外国人投資条例を修正

台湾当局は7月、外国人投資の一層の促進を図ることをねらいとして投資手続きの簡素化、規制措置の緩和等を内容とする外国人投資条例の修正を発表した。主要点は次のとおり。

(1) 投資手続きの簡素化

- ① 投資審議委員会(註)に提出する投資申請書の様式を、従来より簡素化する。
- ② 投資審議委員会は、申請受理後2か月以内(従来は4か月以内)にその可否を決定する。

(注) 外国人投資の許認可事務を専門的に行う機関として今回設置されたもの。従来許認可事務は経済部が行ってきた。

(2) 利益送金規制の緩和

新規の投資家は、投資事業開始1年後(従来は2年後)から利益送金を行うことができる。

◇香港、79年経済見通しを修正

香港政府は9月、79年経済見通しの修正を発表した。まず、79年の実質GDP成長率は当初見通しの7%から12%へ上方修正されたが、この背景としては、①ウエイトの高い輸出が香港ドル相場の下落(特に英ポンド、西ドイツマルク等に対して下落)に伴う国際競争力向上から欧州向けを中心に一段と増勢を強めるものと予想されること、②個人消費や財政支出が、インドシナ難民の流入増や中国からの移民の増加等を映じて伸び率を高めると見込まれること、などが指摘されている。

この間、物価(消費者物価)については原油価格の引上げや香港ドル相場の下落に伴う輸入物価の上昇から、

香港の1979年経済見通し

(単位・前年比増加率・%)

	当初見通し	修正見通し
実質GDP成長率	7	12
うち 個人消費支出	9	11
政府経常支出	9	12
固定資本形成	9	15
輸 出	8	16
うち 地場輸出	7	13
再 輸 出	12	27
(控除)輸 入	10	15
消費者物価	9	12
GDPデフレーター	8	14

当初見通し(前年比+9%)を上回る2けた台の伸び(同+12%)が見込まれている。

◇香港、特別優遇貸出金利の適用範囲拡大

香港の大手3行(香港上海、チャータード、恒生)は9月12日、特別優遇貸出金利(現在13%、プライム・レート比マイナス1.5%)の適用範囲を拡大する旨決定、即日実施した。上記大手3行は、すでに4月25日以降、食料品および輸出商品の生産に使用される原材料の輸入に関する金融(貸出期間120日以内、貸出対象先は輸入業者)について、当該銀行が適当と認める場合に特別優遇貸出金利を適用してきたが、今般、これに加え機械機器の輸入に関する金融についても同金利を適用することとしたもの。なお、今次措置においては、貸出期間制限を設けなかったほか、貸出対象先も輸入業者のみならず、輸入業者から製品を購入するメーカーに対しても適用するなど、特別優遇貸出金利制度のより弾力的な運用をねらっている。

これにつき上記3行では、現在の全般的な高金利(プライム・レートは現在14.5%と既往最高)の中で「機械設備の増設・更新を促進し輸出競争力の向上を図るため」とした措置」と説明している。

◇タイ、預本金利引上げ等の金融措置を実施

タイ政府は最近における金融市場の極度の需給逼迫に対処するため、10月1日から次のような金融措置を実施した。

- (1) 商業銀行の預本金利引上げ(例えば貯蓄預金年4.5→5.5%、1年物定期預金同8→9%)。
- (2) ファイナンス・カンパニーの振出す約束手形の最低額面を首都バンコックにおいては5万バーツから1万バーツに、その他の地区においては1万バーツから5千バーツに引下げる。
- (3) 対外借入に係わる利子課税免除を1980年9月まで12か月間延長する。
- (4) 非居住者の外貨建預金に対する金利上限規制(年12%)を撤廃する。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は9月15日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)につき1英ポンド当たり18.00ルピーから17.75ルピーへ1.4%(IMF方式、以下同様)の切上げを実施した。

今回の措置は、前回の切下げ(7月19日、-1.4%)以降介入通貨である英ポンドが他の主要通貨に対し下落

(7月19日～9月14日における英ポンドの対主要通貨下落率、対米ドル-4.5%、対西ドイツ・マルク-4.0%、対日本円-0.9%)したことに伴い、ルピーも同様に切下がった形となったのを調整するために実施されたもの。なお、ルピーの切上げは本年5月15日以降4か月ぶりのことである。

ルピーの対英ポンド中心レートの最近の推移は次のとおり。

レート変更 実施日	対英ポンド(1英ポンド当り) 中心レート	旧レート比 (IMF方式)
5月15日	16.90ルピー	+1.5%
6月18日	17.10	-1.2
22日	17.35	-1.4
7月2日	17.55	-1.1
6日	17.75	-1.1
19日	18.00	-1.4
9月15日	17.75	+1.4

◇スリランカ、公共投資5か年計画を発表

スリランカ政府は、このほど公共投資5か年計画(1979年1月～1983年12月)を発表した。その概要是次のとおり。

1. 目的

電力、運輸・通信等インフラ施設の充実と農業基盤の整備を通じて、①年平均GDP成長率、名目13.3%(実質5.5%)の達成、②大量の失業者に対する雇用機会の創出(1983年までに150万人を吸収して完全雇用を達成)および③食糧自給の達成、を図る。

2. 投資額および配分

計画期間中の政府公共投資総額は458億ルピー(初年度58.7億ルピー、以後逐年増加し、最終年度は121.4億ルピー)。その配分は農業部門196.9億ルピー(公共投資総額の43%)、発電、運輸・通信施設等インフラ部門137.4億ルピー(同30%)、鉱物資源関連(黒鉛、焼灰石等)等工業部門45.8億ルピー(同10%)等。

3. 主要プロジェクト

- ① マハペリ河流域の開発(農地造成<36万ヘクタール>および電力開発<500メガワット>)。
- ② 大コロンボ港開発(新首都建設)。
- ③ 自由輸出加工区開発計画(53年3月号および4月号「要録」参照)。

4. 資金調達

公共投資額のうち、67%を外国援助に依存。

◇豪州、クロフォード・レポートに慎重な見解

豪州政府(リンチ商工相)は8月27日、本年3月に提出された産業構造再編に関するクロフォード・レポート(注)について、原則的にはこれを受入れるが、具体的な対策の実施については慎重に行う旨を発表した。発表の内容は概要以下のとおり。

(注) クロフォード・オーストラリア国立大学学長を委員長とする「製造業の構造改善に関する作業委員会」の勧告。主な内容は、①各種輸入制限(特に保護関税)による国内産業保護の撤廃、②輸出優遇による輸出指向産業の育成等。

①クロフォード・レポートの趣旨は原則としてこれを受入れる、②保護関税の撤廃に踏切るかどうかについては、82年以降に産業援助委員会(IAC)に諮問のうえ決定するが、その答申が行われるまでさらに1年半以上を要する、③実際に関税引下げを行う場合には、その時の経済情勢を十分考慮し関係業界と協議する、④大規模な輸出産業助成策は財政上の制約から難しい。

今回の政府方針については、当初、過保護と競争力の低下という悪循環に陥っている製造業の構造改善をねらっていたフレーザー政権が、原油値上げ等に伴う国際経済環境の悪化や国内の失業問題の深刻化との兼合いから当面は保護政策の継続もやむをえないと判断したものと受け止められている。

共産圏諸国

◇ソ連、1979年1～6月の貿易実績を発表

ソ連外貿省はこのほど、79年1～6月の貿易実績を発表した。これによれば、輸出は前年同期比+12.8%と前年(同+4.7%)に比べ増勢を強めた一方、輸入は同+6.4%(前年同+9.9%)と低い伸びにとどまったため、貿易収支は前年(7.9億ルーブルの赤字)<公定為替レート換算11.4億ドル>とは様変わりに2.4億ルーブルの黒字(同3.6億ドル)となった。

主要地域別貿易動向は次のとおり。

1. 対コメコン諸国貿易

- (1) 輸出は、年初からオレンブルグ・ガスピープラインによる天然ガス輸出が始まったものの、鉄鋼、化学等の生産不振による輸出余力低下などから前年同期比+10.5%とほぼ前年(同+11.2%)並みの伸びにとどまった。
- (2) 輸入は、東欧諸国の生産不振による輸出余力低下に加え、キューバからの粗糖輸入の大幅落込みもあって前年同期比+7.2%と前年(同+15.4%)を大幅に下回る伸びとなった。
- (3) この結果、貿易収支黒字は6.3億ルーブル(公定為替

レート換算9.4億ドル)と前年(2.8億ルーブル<同4.1億ドル>)を大幅に上回った。

2. 対西側先進諸国貿易

- (1) 輸出は、石油輸出価格の引上げなどから前年同期比+18.6%(前年同-2.3%)と好伸した。
- (2) 輸入は、天然ガス等石油代替エネルギーの開発推進に伴う関連資・機材、鉄鋼等の増加から前年同期比+9.4%と前年(同+8.0%)を若干上回る伸びとなった。
- (3) この結果、貿易収支赤字は17.2億ルーブル(公定為替レート換算26.0億ドル)と前年(19.1億ルーブル<同27.5億ドル>)に比べ縮小した。

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内)

		1978年	うち 1~6月	1979年 1~6月
対 コ メ コ ン 諸 国	輸 出	19,767 (-13.3)	9,814 (-11.2)	10,846 (-10.5)
	輸 入	19,298 (-22.2)	9,530 (-15.4)	10,220 (-7.2)
	収支じり	470	284	626
対 西 側 先 進 諸 国	輸 出	8,699 (-1.3)	3,933 (-2.3)	4,665 (-18.6)
	輸 入	10,979 (-10.6)	5,840 (-8.0)	6,386 (-9.4)
	収支じり	△ 2,280	△ 1,907	△ 1,722
その 他 と も 計	輸 出	35,641 (-7.2)	16,846 (-4.7)	19,006 (-12.8)
	輸 入	34,554 (-14.8)	17,635 (-9.9)	18,769 (-6.4)
	収支じり	1,087	△ 789	238

◇東欧諸国、石油関連価格を引上げ

ポーランド政府当局は7月29日、ガソリン価格等の引上げを実施、またルーマニア政府当局は先に実施したガソリン価格の引上げに続き8月1日、電気料金の引上げを実施した。その概要は次のとおり。

	実施日	価格引上げ状況
ポーランド	7月29日	ガソリン(15%)
		タクシー料金(10%)
ルーマニア	8月1日	家庭用電気料金(消費量による料金逓増方式の導入、従来1律0.55レイ/kwh→年間消費量821~900kwの場合0.65レイ/kwh等)

こうした石油関連価格引上げの背景は、すでに価格引上げを実施しているその他東欧諸国と同様、国家財政窮屈化の折から、石油の輸入価格上昇分を国庫補助金支出により吸収することが困難になってきていることのほか、石油の消費節約をねらいとしたものとみられている。なお今回のポーランドの価格引上げ実施により本年5月から8月にかけて東欧6か国(注)では軒並み石油関連価格の引上げが行われたこととなる(8月号「要録」参照)。

(注) 東ドイツ、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ブルガリアの6か国。